# 栃木県本庁舎デジタルサイネージ広告掲出事業者募集
# プロポーザル実施要領

## 1　趣旨・目的

県有財産の有効活用による歳入確保及び行政情報の効果的な発信による県民サービスの向上を図るため、栃木県本庁舎に広告を掲出する「広告掲出事業者」をプロポーザル方式により募集します。

## 2　募集概要

（1）名　　称　　栃木県本庁舎デジタルサイネージ広告掲出事業者募集

（2）募集内容　　別紙「栃木県本庁舎デジタルサイネージ広告掲出事業者募集仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）協定期間　　協定締結日～令和 14（2032）年３月 31 日（最長）
協定期間は最低１年以上とし、希望する協定期間を提案するものとする。
ただし、協定期間は提案内容、事業計画及び県との協議を踏まえて決定する。

（4）広　告　料　　県に納入する広告料は、広告売上総額の 15%（税込み）以上とする

（5）問い合わせ先　　〒320-8501　栃木県宇都宮市塙田１－１－20
栃木県経営管理部財産活用課庁舎管理担当
電話　028-623-2075
電子メール zaisankatsuyo@pref.tochigi.lg.jp

## 3　参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４に規定する者に該当しない者であること。

（2）栃木県物品調達等競争入札参加者資格等（平成８年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有する者であること。

（3）参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年３月 12 日制定）に基づく指名停止期間中でない者であること。

（4）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（5）栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第２条第１号又は第４号の規定に該当する者でないこと。

## 4　プロポーザル実施の手続

（1）実施スケジュール

ア　実施要領等の公表　　令和８年 11 月 18 日（水）

イ　実施内容等に関する質問受付期限　　令和８年 11 月 25 日（水）17 時必着

ウ　質問に対する回答　　令和８年 11 月 30 日（月）

エ　参加表明書の提出期限　　令和８年 12 月２日（水）17 時必着

オ　企画提案書の提出期限　　令和８年 12 月 17 日（木）17 時必着

カ　書面審査（予定）　　令和８年 12 月中～下旬

キ　選定結果の通知・公表（予定）　　令和８年 12 月下旬

ク　協定締結日（予定）　　令和９年１月上旬

（２）実施要領等の配布

栃木県ホームページ（入札・公売-入札・公募（広告掲載））からダウンロードすること。

ＵＲＬ（https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-koukoku/index.html）

（３）質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式１）を作成し、電子メールにより提出すること。

ア　受付期間：公募開始日～令和８年 11 月 25 日（水）17 時必着

イ　質疑方法：電子メールにより、２（５）に提出すること。

ウ　回答期日：令和８年 11 月 30 日（月）

エ　回答方法：回答は栃木県ホームページ（４（２）の URL）に掲載する。

（４）参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式２）及び確認書（別記様式３）を作成し、電子メールにより提出すること。

ア　提出期限：令和８年 12 月２日（水）17 時必着

イ　提出場所：２（５）

ウ　提出方法：電子メールにより提出し、送信時には提出先宛て受信の確認を行うこと。

なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和８年 12 月 17 日（木）17 時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

（５）企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のエ～カに基づいて企画提案書を作成し、２（５）に電子メールにより提出すること。

ア　提出期限：令和８年 12 月 17 日（木）17 時必着

イ　提出場所：２（５）

ウ　提出方法：電子メールにより提出し、送信時には提出先宛て受信の確認を行うこと。

エ　企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

（ア）企画提案内容

（イ）実施計画及び全体のスケジュール

（ウ）業務遂行人員体制

（エ）類似事業の業務実績

オ　企画提案書は１者１提案とする。

カ　企画提案書は、審査の公正を期すため、参加者名を記入しないこと。

（６）企画提案書等提出書類の取扱い

ア　提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ　提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ　企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例 32 号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ　県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
オ　企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
カ　参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
キ　企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
ク　提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
ケ　企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
コ　企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5　審査方法等
（1）評価基準
別表「評価基準」のとおり
（2）審査方法
企画提案書について、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員（以下「委員」という。）の意見（採点等）を聴取し評価を行う。
（3）候補者の選定方法
ア　提案者の中で、最高点と評価した委員が最も多かった者を候補者とする。
イ　アに該当する提案者が複数あった場合は、各委員による評価点の平均点が最も高い者を候補者とする。
なお、平均点が最も高い者が複数あった場合は、委員会で審議の上、候補者を決定する。
ウ　ア、イに関わらず、各委員による評価点の平均点が 60 点未満の場合は、候補者として選定しない。提案者が 1 者の場合も同様とする。
（4）その他
次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。
ア　提出書類に虚偽の内容を記載した場合
イ　本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
ウ　評価の公平性に影響を与える行為があった場合
エ　評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6　選定結果の通知・公表
候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。
また、候補者の名称及び選定方法を栃木県ホームページ（入札・公売）に公表する。

7　協定手続
（1）選定された候補者と県との間で、協定内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、協定を締結する。
（2）選定された候補者が、特別な事情等により協定を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を県に速やかに提出しなければならない。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

別表 栃木県本庁舎デジタルサイネージ広告掲出事業者募集 評価基準

1　評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各委員（５名）が採点する。
2　提案者の中で、最高点と評価した委員が最も多かった者を候補者とする。
3　２に該当する提案者が複数あった場合は、各委員による評価点の平均点が最も高い者を候補者とする。
　なお、平均点が最も高い者が複数あった場合は、プロポーザル選定委員会で審査の上、候補者を決定する。
4　２、３に関わらず、各委員による評価点の平均点が 60 点未満の場合は、候補者として選定しない。提案者が１者の場合も同様とする。

（100 点満点）

| 評価項目 | 評価内容 | 評価点　加重　配点 |
|---|---|---|
| 1 業務内容の理解度 | 業務の目的や内容について十分に理解しているか。 | 5　×２　10 点 |
| 2 提案内容の優良性 | 提案内容に具体性、妥当性、実現可能性があり、優れているか。 | 5　×４　20 点 |
| 3 提案内容の独創性 | 独自の発想に基づく提案内容が含まれているか。 | 5　×３　15 点 |
| 4 業務実施の確実性 | 過去に類似の業務で良好な実績を上げているか、同等の成果が期待できるか。 | 5　×２　10 点 |
| 5 業務遂行の安定性 | 業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュール等の業務環境となっているか。 | 5　×３　15 点 |
| 6 広告料 | 県の自主財源の確保に寄与するか。 | 5　×４　20 点 |
| 7 専門的知識 | 業務を遂行するために必要な専門的知識を有しているか。 | 5　×２　10 点 |

【評価点基準】

| 評価点 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
|---|---|---|---|---|---|
| 基準 | 優 | 良 | 可 | やや不良 | 不良 |

別記様式１

# 質　問　書

年　　月　　日

| | | | |
|---|---|---|---|
| 質問者 | 所　在　地 | | 〒 |
| | 会　社　名 | | |
| | 代表者職・氏名 | | |
| | 担当者 | 所　属 | |
| | | 氏　名 | |
| | | 電話番号 | |
| | | E-mail | |
| 質問内容 | | | |

※　質問は箇条書きで、簡潔明瞭に記載してください。

別記様式２

年　月　日

栃木県知事 福田富一 様

所在地
会社名
代表者（役職・氏名）

参加表明書

下記プロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

記

１ 名称　栃木県本庁舎デジタルサイネージ広告掲出事業者募集
２ 栃木県競争入札参加資格　あり ・ なし
３ 添付書類（確認書を添付のこと）

【連絡先】
部　署　名：
氏　　名：
電 話 番 号：
電子メール：

別記様式３

年　月　日

# 確　認　書

栃木県知事 福田富一 様

所在地

会社名

代表者（役職・氏名）

「栃木県本庁舎デジタルサイネージ広告掲出事業者募集プロポーザル」の参加表明に当たり、実施要領の記載内容を承諾し、下記の応募資格について、全て確認しました。

記

１　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

２　栃木県物品調達等競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。

３　参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日制定）に基づく指名停止期間中でない者であること。

４　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

５　栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第２条第１号又は第４号の規定に該当する者でないこと。